

 新生インベストメント・マネジメント

投資信託説明書(交付目論見書) 新生・UTIインドインフラ 関連株式ファンド

追加型投信 / 海外 / 株式



商品分類			属性区分				
単位型・ 追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象 資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	株式	その他資産 (投資信託証券 (株式(一般)))	年1回	アジア	ファンド・オブ・ ファンズ	なし

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)でご覧頂けます。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

- この投資信託説明書(交付目論見書)により行う「新生・UTIインドインフラ関連株式ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成25年1月24日に関東財務局長に提出しており、平成25年1月25日にその効力が生じております。
- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する投資信託説明書(請求目論見書)は委託会社のホームページで閲覧・ダウンロードできます。
本書には投資信託約款の主な内容が含まれておありますが、投資信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載しています。また、投資信託説明書(請求目論見書)については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に投資信託説明書(請求目論見書)をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記委託会社の照会先までお問い合わせください。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認します。
- ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

<委託会社> [ファンドの運用の指図を行う者]

新生インベストメント・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第340号

設立年月日:2001年12月17日

資本金:495百万円(2012年10月末現在)

運用する投資信託財産の合計純資産総額:1,203億円
(2012年10月末現在)

照会先

ホームページ アドレス <http://www.shinsei-investment.com/>

電話番号 03-6880-6448

(受付時間:営業日の9時~17時)

<受託会社> [ファンドの財産の保管および管理を行う者]

三井住友信託銀行株式会社

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

中長期的な信託財産の成長をめざして運用を行うことを基本とします。

ファンドの特色

1. 主として、インドのインフラストラクチャー関連株式等に投資し、信託財産の中長期的な成長をめざします。

- インドの金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。

株式への直接投資に加えて、上記企業の預託証書*等に投資する場合があり、これらを総称して、以下「インフラ関連株式等」といいます。

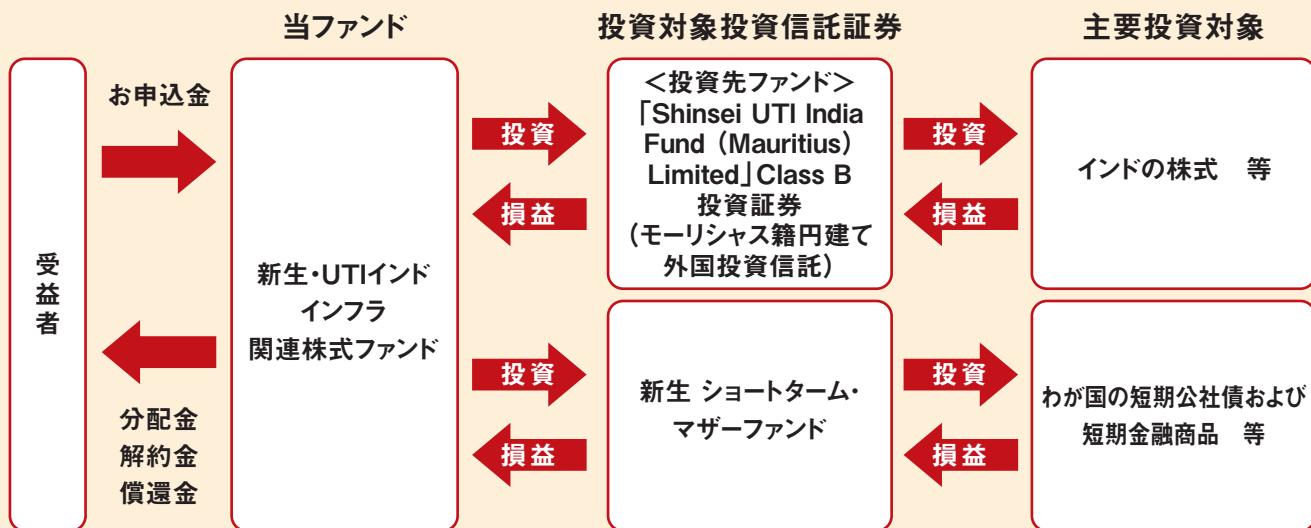
*預託証書：Depositary Receiptのことと、頭文字をとってDRと略すことがあります。株式を実質的に所有しているのと同様の経済効果を持つ証券のことです。

- インフラ関連株式等への投資は、モーリシャス籍の円建て外国投資信託「Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited」Class B(以下「投資先ファンド」といいます。<投資先ファンドの概要>をご参照ください。)の投資証券への投資を通じて行います。(当ファンドはファンド・オブ・ファンズです。)

- 主として、投資先ファンドに投資しますが、そのほか国内投資信託「新生 ショートターム・マザーファンド」受益証券にも投資します。

- 実質組入外貨建て資産について、原則として為替ヘッジを行いません。

インフラストラクチャー (infrastructure) とは「社会基盤」という意味で、「インフラ」と略すことがあります。道路・鉄道や空港・港湾などの交通・物流、電力・ガスなどのエネルギー供給、上下水道サービス・都市基盤や通信など多岐にわたります。



資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの目的・特色

2. UTIグループによる運用

- 投資先ファンドは、インド国内大手の運用会社であるUTIグループが運用します。
- UTIグループは、1963年にインドで最初に設立された40年以上の歴史を持つインド国内最古の投信会社です。

主な投資制限

- ・投資信託証券、短期社債等およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。
- ・株式への直接投資は行いません。

分配について

原則として、毎年10月25日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行います。分配金額は、基準価額水準、市場動向等を勘案して委託会社が決定します。

分配金はあらかじめ一定の額をお約束するものではなく、分配金は増減したり支払われない場合もあります。

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
									分配金		

※上記のイメージは、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

追加的記載事項

<投資先ファンドの概要>

ファンド名	「Shinsei UTI India Fund(Mauritius)Limited」 Class B
形態	モーリシャス籍の円建て外国投資法人
主な投資対象	ムンバイ証券取引所またはナショナル証券取引所に上場する株式等を主要投資対象とします。ただし、直接投資に加えて、預託証書を用いた投資を行うこともあります。
主な投資態度	①主として、ムンバイ証券取引所またはナショナル証券取引所に上場する、インドのインフラストラクチャー関連企業の株式に投資を行い、中長期的な信託財産の成長をめざした運用を行います。 ②マクロ経済や、セクター見通しの分析によるトップダウン・アプローチ、個別企業の予想PERなどの定量分析や、成長性などの定性分析によるボトムアップ・アプローチにより、ポートフォリオを構築します。 ③運用会社であるUTI Investment Management Company (Mauritius) Limitedは、UTI ASSET MANAGEMENT COMPANY LIMITEDからの投資助言をもとに運用を行います。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

追加的記載事項

インドの概要

国名	インド(India)
首都	ニューデリー (New Delhi)
人口	12億1,019万人(2011年)
国土	3,287,263km ² (日本の約8.8倍) ^{*1}
言語	ヒンディー語(連邦公用語)、英語(準公用語) その他憲法認定公用語21種類
宗教	ヒンドゥー教(約83%)、イスラム教(約11%)、 キリスト教(約3%)他
通貨	インド・ルピー (1インド・ルピー=約1.51円 ^{*2})
政体	共和制
元首	プラナーブ・ムカジー大統領
議会	二院制(上院245議席・任期6年、下院545議席・任期5年)
内閣	首相 マンモハン・シン
GDPの産業別内訳 ^{*3}	第一次産業:17.2%、第二次産業:26.4%、第三次産業:56.4% (2011年)



<インド国旗>

国旗の「サフラン色」は勇気・慈悲深さと自己犠牲、「緑」は公正・豊作、「白」は平和・純粹・真実をそれぞれ意味します。

*1 インド政府資料、パキスタン・中国との係争地を含みます。

*2 2012年11月末現在の三菱東京UFJ銀行対顧客電信売買相場仲値

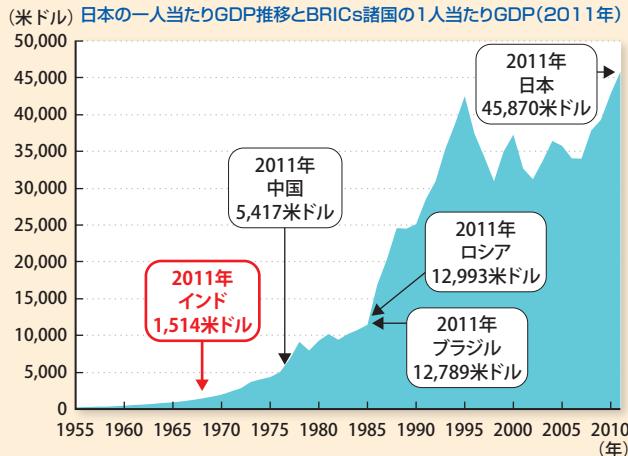
*3 GDPの産業別内訳は四捨五入の関係上、合計が100%にならない場合があります。

出所:外務省、日本貿易振興機構(JETRO)、アジア開発銀行(ADB)、ブルームバーグのデータをもとに新生インベストメント・マネジメントにて作成

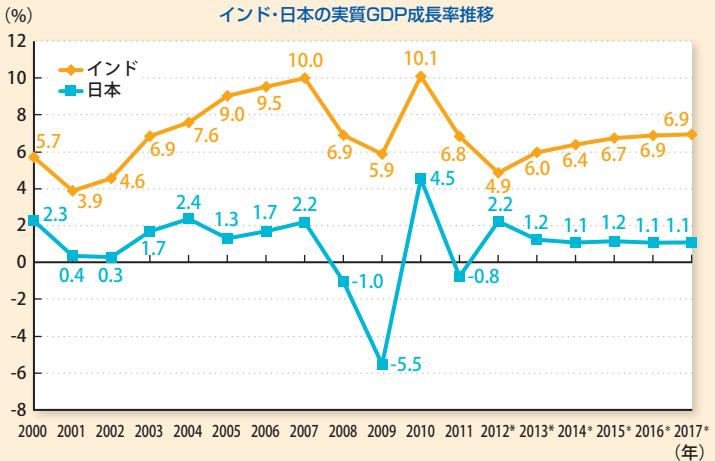
インド経済

- インドの2011年の国内総生産(GDP、以下「GDP」といいます)^{*1}は1兆8,268億米ドルで、世界第10位の規模です。
- 他のBRICs諸国^{*2}の2011年のGDPは、ブラジル第6位、ロシア第9位、中国第2位となっています。
 - *1 国内総生産(GDP)は、国の経済規模を測る最も基本的な指標の一つであり、国内で生産されたモノやサービスといった付加価値の合計額を指します。
 - *2 BRICs諸国とはブラジル、ロシア、インド、中国の4カ国を指します。

- インドの2011年の1人当たりGDPは日本の1968年から1969年頃の水準に相当します。



- インドの実質GDP成長率は日本などの先進国と比べ、相対的に高成長が期待されます。



*1955年から1979年は内閣府のデータを各年末の為替レートで米ドル換算して使用、1980年以降は国際通貨基金(IMF)のデータを使用しています。一部予測値が含まれます。

出所:内閣府、国際通貨基金(IMF)のデータをもとに新生インベストメント・マネジメントにて作成

追加的記載事項

追加的記載事項

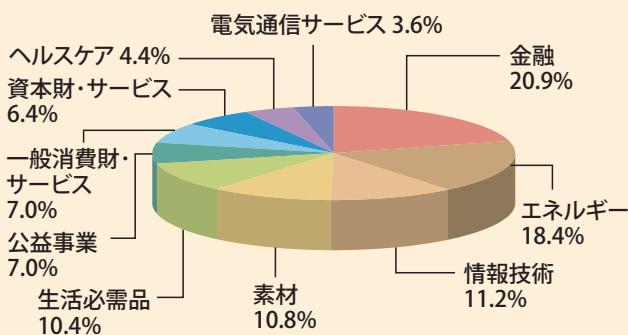
インドの株式市場



*1 BSE100種指数(ムンバイ100種指数):ムンバイ、コルカタ、デリー、アーメダバード、マドラスの5証券取引所の各種リストから選定された上場100銘柄により構成された指数です。

出所:ブルームバーグのデータをもとに新生インベストメント・マネジメントにて作成

BSE100種指数(ムンバイ100種指数)の業種別構成比(2012年11月末)



インドの代表的な証券取引所(2012年11月末現在)

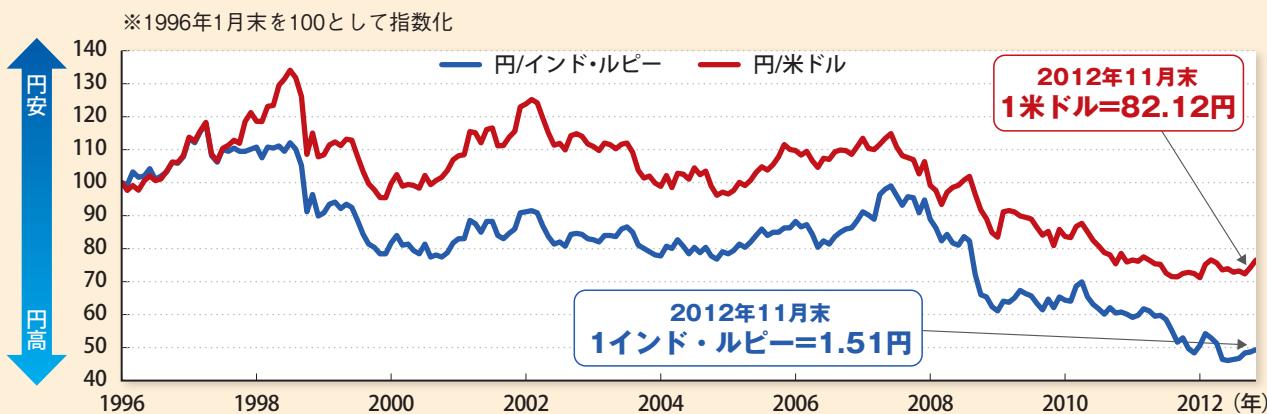
	ムンバイ証券取引所	ナショナル証券取引所
上場銘柄数	5,180	1,661
時価総額(兆円)*2	101.7	99.7

*2 2012年11月末現在の三菱東京UFJ銀行対顧客電信売買相場仲値にて換算
出所:World Federation of Exchangesのデータをもとに新生インベストメント・マネジメントにて作成

※左記のグラフは四捨五入の関係上、合計が100%にならない場合があります。
※左記のグラフはBSE100種指数(ムンバイ100種指数)の業種別構成比であり、投資先ファンドが用いるセクター分類とは一致しません。
出所:ブルームバーグのデータをもとに新生インベストメント・マネジメントにて作成

インドの為替市場

円/インド・ルピーと円/米ドルの推移(1996年1月末～2012年11月末)

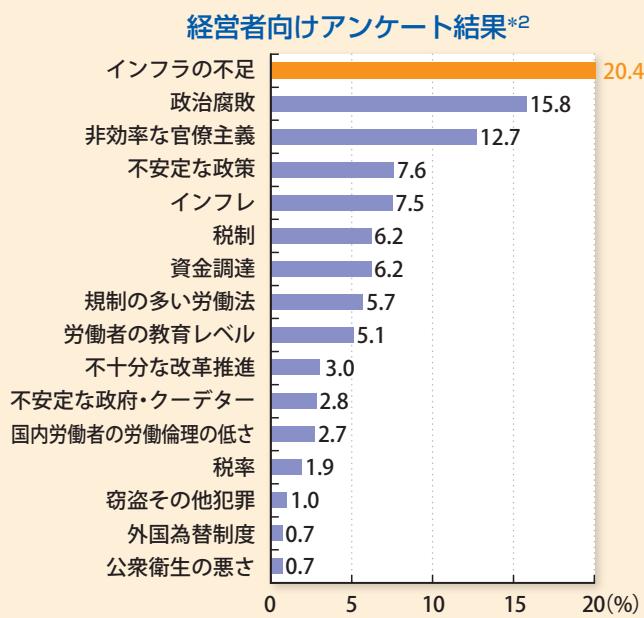
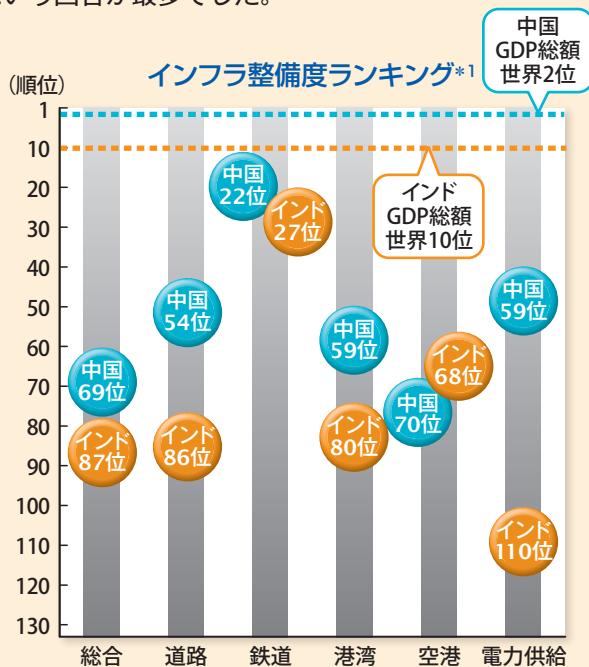


出所:ブルームバーグのデータをもとに新生インベストメント・マネジメントにて作成

追加的記載事項

インド経済発展の力ぎを握るインフラ整備

- インドの2011年の国内総生産は世界10位の規模を誇りますが、これに対してインフラ整備度ランキング^{*1}では総合87位と、その経済規模と比べ、インフラ整備が遅れています。
- 世界の企業経営者向けのアンケート^{*2}でも、インドでビジネスを行うにあたり、最も問題となるのは「インフラの不足」という回答が最多でした。

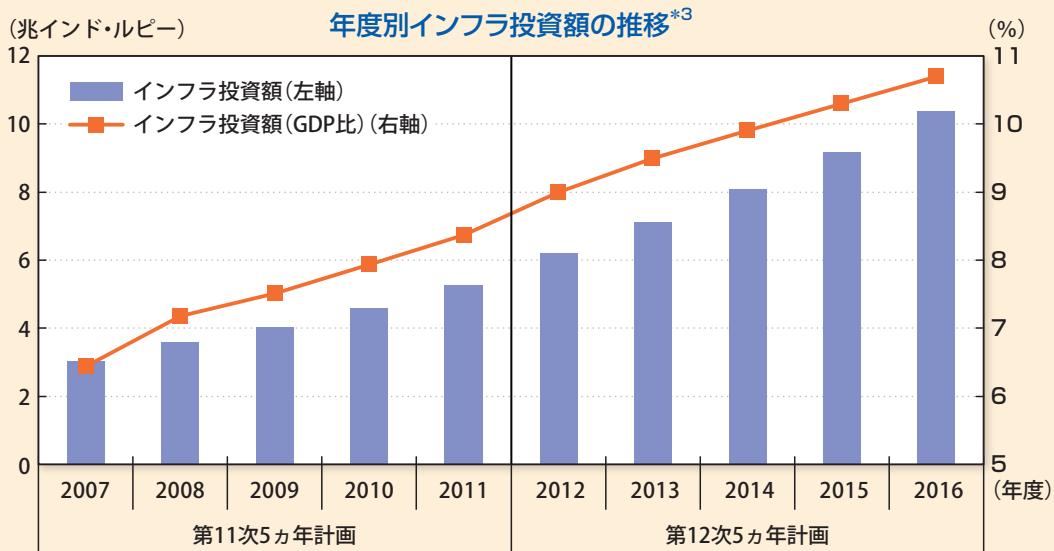


*1 道路や空港などの基礎的社会基盤や、通信関連投資、固定電話の普及率等、100の基準をもとに世界144カ国における社会基盤の充実度をランキングしたもの

*2 企業経営者が16の要素の中からインドでビジネスを行うにあたり問題となる要素を5つ選び最も大きな問題を1として、1から5までの数値でランク付けしたもの。グラフ中の数値はランク付けによるウェイトを考慮したもの

出所: The Global Competitiveness Report 2012-2013をもとに新生インベストメント・マネジメントにて作成

- インド政府の第12次5ヵ年計画(2012年4月～2017年3月)では、第11次5ヵ年計画(2007年4月～2012年3月)を上回る大規模なインフラ投資が行なわれる予定です。また、GDPに対するインフラ投資の割合は大幅な増加が見込まれています。



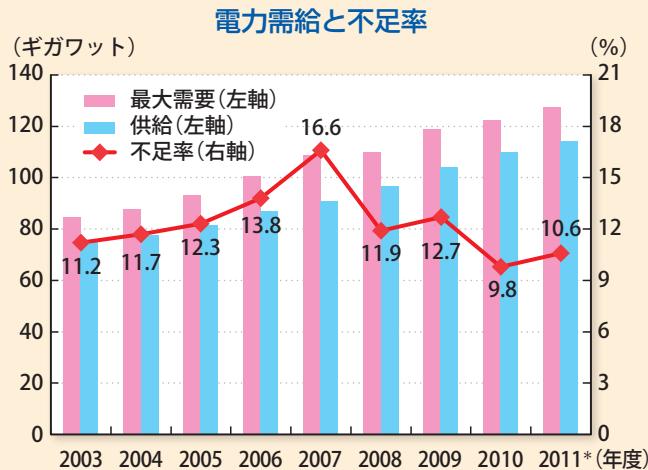
*3 概算値、予測値を含みます。2012年度から2016年度のインフラ投資額(GDP比)については、GDP成長率を9%と仮定して算出しています。
出所: インド政府計画委員会のデータをもとに新生インベストメント・マネジメントにて作成

追加的記載事項

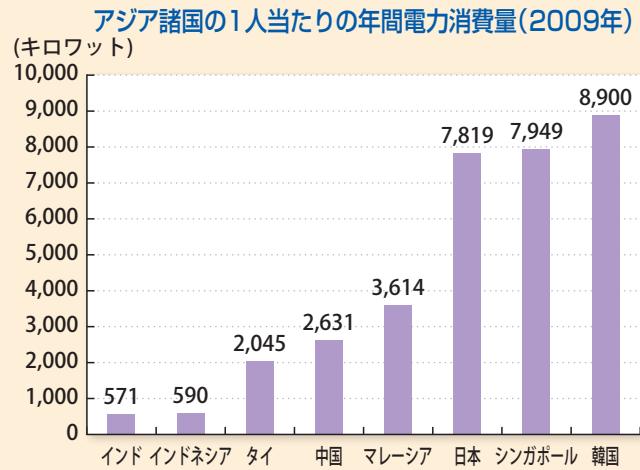
追加的記載事項

電力

- 経済成長の基盤となる電力・エネルギーの確保は重要な課題のひとつです。今後の経済成長や人口増加に伴う工業化・都市化の進展とともに、電力・エネルギーの重要性はますます高まると考えられます。
- 第12次5カ年計画(2012年4月～2017年3月)では第11次5カ年計画(2007年4月～2012年3月)を上回る100ギガワットの電力容量の増強が予定されています。



* 2011年度は期末ではなく11月末までのデータです。
出所：インド電力省のデータをもとに新生インベストメント・マネジメントにて作成



出所：世界銀行のデータをもとに新生インベストメント・マネジメントにて作成

交通網

■ 道路

インド国内における貨物輸送の約70%、旅客輸送の約85%が道路を経由しており、道路はインド輸送網において大変重要な役割を果たしています。また、今後数年間は道路経由の輸送量は年間8%以上で増加していくとみられています。しかし、インドの道路整備は依然として不十分な状況です。国道は全道路の約2%に過ぎませんが、交通量では全体の約40%を占めています。早急に道路網を整備・拡張する必要があります。国道整備計画(NHDP)では、約560億米ドル(約4兆5,987億円*)の投資により、54,000kmの道路整備が予定されています。



■ 鉄道

鉄道は特にインドの交通網において重要な役割を占めています。インドの鉄道は日々2,200万人の乗客と年間2,300万トンの貨物を輸送しています。2009年12月に策定されたロードマップでは、今後10年間で更に約2,600億米ドル(約21兆3,512億円*)が投資され、鉄道網の拡大と強化に当たられる見込みです。

■ 空港

現在、チェンナイ、コルカタ国際空港などの近代化が公共投資主導で進められています。今後は中規模都市へのビジネス需要の拡大などに伴い、更なる整備が進められる見込みです。

■ 港湾

貿易量の増加に伴い港湾に対する民間投資が活発になっています。大幅に整備が進んでいるものの、第11次5カ年計画の目標については約50%しか達成されていないことから、第12次5カ年計画では更なる投資の拡大が期待されています。

*2012年11月末現在の三菱東京UFJ銀行対顧客電信売買相場仲値にて換算

投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、組入れた有価証券等の値動きにより、基準価額が大きく変動することがあります。これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。また、外貨建て資産に投資した場合、為替変動リスクも加わります。したがって、ファンドにおける投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

主な変動要因

価格変動リスク (株価変動リスク)	株価は、発行企業の業績や国内外の政治・経済情勢、金融商品市場の需給等様々な要因で変動します。発行企業の経営不安により大きく下落する場合もあり、倒産等の場合などは無価値となることもあります。また市場規模や取引量が小さい国・地域の株価は大きく変動することがあります。
為替変動リスク	外貨建て資産は、投資した資産自体の価格変動のほか、当該資産の通貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。また市場規模や取引量が小さい国・地域の為替相場は大きく変動することがあります。
カントリーリスク	投資対象国・地域の政治・経済、投資規制・通貨規制等の変化により、基準価額が大きく変動することがあります。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 金融商品取引所等の取引停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情がある場合等は受付を中止することや、あるいは既に受けた注文を取消すことがありますのでご注意ください。

リスクの管理体制

委託会社は、リスク管理委員会のもとで運用リスクを一元的に管理する体制となっています。リスク情報はリスク管理委員会に集約され、検討が加えられ、改善の必要が認められた場合には、各部に指示が下されます。

コンプライアンス・オフィサーは、委託会社の業務に係る法令諸規則の遵守状況の管理・検査を行い、必要に応じて指導します。また、コンプライアンス委員会では、社内の現状と問題点の報告に基づき効果的な改善策を決定し、社内管理体制の充実・強化を図っています。

※上記体制は2012年10月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

ファンドの主なリスクおよび留意点は上記のとおりですが、ファンドのリスクおよび留意点を完全に網羅しておりませんのでご注意ください。また、ファンドのリスクは上記に限定されるものではありません。

運用実績

(2012年10月末現在)

基準価額・純資産の推移



分配の推移

決算期	分配金
2012年10月	0円
2011年10月	0円
2010年10月	0円
2009年10月	0円
2008年10月	0円
設定来累計	0円

※上記分配金は1万口当たり、税引前です。

※基準価額は、信託報酬控除後、信託財産留保額控除前、税引前です。

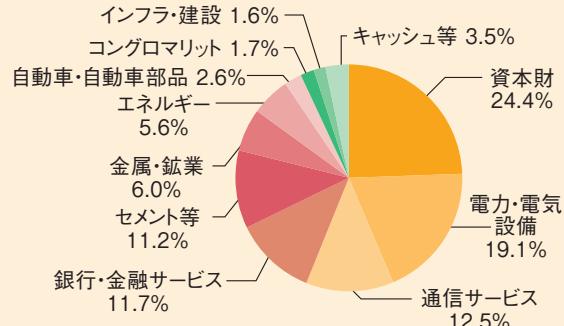
主要な資産の状況

※投資先ファンドのポートフォリオの状況を記載しています。

【組入れ上位10銘柄】

	銘柄名	業種	組入比率
1	ラーセン&トゥブロ	資本財	13.2%
2	ブハルティ・エアテル	通信サービス	10.6%
3	ハウジング・ディベロッPMENT・ファイナンス・コーポ	銀行・金融サービス	7.8%
4	シュリーセメント	セメント等	7.4%
5	バーラト重電機	電力・電気設備	5.8%
6	グラインドウェル・ノートン	資本財	3.9%
7	ウルトラ・テック・セメント	セメント等	3.8%
8	ナショナル・サーマルパワー	電力・電気設備	3.7%
9	カミンズ・インディア	電力・電気設備	3.5%
10	コール・インディア	金属・鉱業	3.4%

【業種配分】



※【組入れ上位銘柄】および【業種配分】の比率は投資先ファンドの純資産総額をもとに算出した比率です。

※上記の業種はUTIアセット・マネジメントの業種区分に基づいています。

年間收益率の推移

※設定日以降の收益率を表示しています。<暦年ベース>

※当ファンドにベンチマークはありません。



・ファンドの收益率は、税引前分配金を全額再投資したと仮定して算出しています。

・2008年は設定時(2月29日)から年末までの收益率、2012年は1月から10月末までの收益率を表示しています。

- ・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
- ・ファンドの運用状況は別途、委託会社ホームページで開示しています。

手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額(当該基準価額に、0.3%の率を乗じて得た額)を控除した価額とします。
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して、7営業日目からお申込みの販売会社でお支払いします。
申込締切時間	午後3時までに、販売会社が受けた分を当日のお申込み分とします。
購入の申込期間	平成25年1月25日から平成26年1月23日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	大口の換金には制限を行う場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等の取引停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情がある場合等は、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、および既に受けた購入・換金のお申込みの受付を取消す場合があります。
信託期間	無期限とします(平成20年2月29日設定)。
繰上償還	次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ信託契約を解約し、信託を終了させること(繰上償還)ができます。 ・受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合 ・信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決算日	原則として、毎年10月25日(休業日の場合は翌営業日)とします。
収益分配	年1回の決算時に、原則として収益の分配を行います。 ※分配金を受け取る「一般コース」と、自動的に再投資される「自動けいぞく投資コース」があります。なお、どちらか一方のコースのみのお取扱いとなる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
信託金の限度額	1,000億円を上限とします。
公 告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎年10月の決算時および償還時に運用報告書を作成し、知れている受益者に対して交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。益金不算入制度、配当控除の適用はありません。
購入・換金申込不可日	販売会社の営業日であっても、下記のいずれかに該当する場合は、購入および換金のお申込みはできません。 ● モーリシャスの銀行休業日 ● ムンバイ証券取引所の休業日 ● ナショナル証券取引所の休業日

手続・手数料等

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に 3.675% (税抜3.5%)を上限 として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。 ※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.3% の率を乗じて得た額を、ご換金時にご負担いただきます。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	当 ファ ン ド	運用管理費用(信託報酬)の総額は、日々のファンドの純資産総額に対し、年1.197% (税抜1.14%)の率を乗じて得た額とし、計算期間の最初の6ヶ月終了日、毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。 運用管理費用(信託報酬)の配分は、以下の通りとします。(括弧内は税抜です。)
	運用管理費用(信託報酬)<年率>	合計1.197% (1.14%)
	委託会社	0.4095% (0.39%)
	販売会社	0.7350% (0.70%)
	受託会社	0.0525% (0.05%)
投資対象とする 投 資 信 託 証 券	純資産総額に対して年率0.70%	
	年率1.897%程度(税込)	
その他の費用・ 手 数 料	当 ファ ン ド	財務諸表監査に関する費用等の諸費用、信託事務の処理に要する諸費用等がファンドから支払われます。
	投資先ファンド	また、投資先ファンドにかかる保管報酬、事務処理に要する諸費用、組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料およびファンド設立費用等が別途投資先ファンドから支払われます。
	※「その他の費用・手数料」につきましては、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。	

※当該手数料および費用等の合計額については、ファンドの保有期間等に応じて異なりますので表示できません。

税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10.147%
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して10.147%

※上記は平成25年1月24日現在のものです。平成26年1月1日以降は20.315%となる予定です。

なお、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は、上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

